（輸出水産業の振興に関する法律施行規則の一部改正）

第二十七条　輸出水産業の振興に関する法律施行規則（昭和二十九年農林省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分を削る。

改正後	改正前
（設立の認可の申請） **第十三条**　（略） （削る）	（設立の認可の申請） **第十三条**　（略） 2　前項第四号の名簿に組合員たるべき者が押印したときは、その者の加入申込書は、省略することができる。

別記第一号様式から別記第三号様式までの様式中「印」を削る。

別記第四号様式中「印」を削り、「（及び加入申込者）」を「及び加入申込書」に改める。

別記第五号様式から別記第十四号様式までの様式中「印」を削る。

別記第十五号様式中「㊞」及び「（押印スタンプ）」を削る。

（家畜取引法施行規則の一部改正）

第二十八条　家畜取引法施行規則（昭和三十一年農林省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第六号までの様式中「印」を削る。

別記様式第七号（表面）を次のように改める。

様式第七号

（表　面）

写　真　を　は　り　付　け　る

第　　号

所属庁

ふりがな
氏　　名

生年月日

家畜取引法第29条第３項の規定による身分証明書

令和　年　月　日

発　　行

12cm

8 cm